

榛監第247002号  
令和5年9月2日

榛東村議会議長 生方 勇 二 }  
榛 東 村 長 南 千 晴 } 様

榛東村代表監査委員 石 坂 郁 夫

例月現金出納検査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第235条の2第1項の規定により行つた令和5年度令和5年7月分の検査結果に関する報告を同条第3項の規定により別添のとおり提出します。

別記様式第7号-2

一 般 会 計 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 介 護 保 険 特 別 会 計 学 校 給 食 事 業 特 別 会 計 太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	}	の例月現金出納検査
--	---	-----------

令和5年7月分

検 査 期 日	令和5年8月21日
検 査 場 所	本庁舎2階 201会議室
検 査 員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実
<p>1 実施した検査手続</p> <p>検査の対象となった各会計、基金及び会計管理者保管の現金等の現金の出納事務について、会計管理者から提出された資料と予算、現金、預貯金及び借入金等の管理状況は適正であるかに主眼を置き、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。</p> <p>2 検査の結果</p> <p>(1) 令和5年7月末日現在における収支月計表（兼現金出納簿）と例月出納検査表（歳入・歳出）に記載された金額は一致しており、計数上の誤りはないものと認められた。</p> <p>(2) 予算は、各会計ともおおむね適切に執行されているものと認められた。</p> <p>(3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出について、別表1の抽出により証拠書類と例月出納検査表との照合をした結果、事務手続等に過誤のないことを確認した。</p> <p>(4) 検査期日（令和5年7月末日）現在の歳計現金等の残高を基金管理簿等と照合したところ、過誤のないことを確認した。</p>	

## 別表 1

令和 5 年度

会 計 名	区分	予 算 科 目 等	金 額 等
一般会計	歳出	04款03項 上水道費	当月の支出額 6,567,110円
		10款02項 小学校費	当月の支出額 237,545,842円
		基金等保管状況一覧表	財政調整基金 30,000,000円
	歳入	その他雑収益	コピー代

令和5年7月分

検査期日	令和5年8月21日
検査場所	本庁舎2階 201会議室
検査員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実

## 1 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

## 2 検査の結果

- (1) 現金預金突合資料（令和5年7月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。
- (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。
- (3) 予算（収益的収入支出、資本的収入支出、たな卸資産購入限度額）の執行は、適切に行われているものと認められた。

なお、執行状況は、次表のとおりである。

（単位：円・％）

区 分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収入	324,584,000	22,591,118	89,364,594	27.45
	支出	307,374,000	14,688,338	59,330,512	19.23
資本的	収入	298,203,000	0	153,978,000	51.64
	支出	450,842,000	904,280	4,922,830	1.09
たな卸資産購入限度額		5,001,000	0	3,708,650	74.16

- (4) 資金予算表における当月収支は6,571,888円の黒字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額は1,211,767,702円となっている。
- (5) 検査基準日（令和5年7月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。

令和5年7月分

検査期日	令和5年8月21日
検査場所	本庁舎2階 201会議室
検査員	石坂 郁夫 ・ 三俣 実

## 1 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

## 2 検査の結果

- (1) 現金預金突合資料（令和5年7月末日現在）に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。
- (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。
- (3) 公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算（収益的収入支出、資本的収入支出）の執行は、適切に行われているものと認められた。

なお、執行状況は、次表のとおりである。

## 公共下水道事業

(単位：円・%)

区分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収入	264,280,000	5,398,460	21,930,073	8.30
	支出	203,352,000	639,913	12,074,433	5.94
資本的	収入	337,312,000	480,000	43,234,000	12.82
	支出	398,240,000	681,396	5,890,375	1.48

## 農業集落排水事業

(単位：円・%)

区分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
収益的	収入	210,198,000	2,923,789	12,000,413	5.71
	支出	204,530,000	23,342,010	46,189,571	22.58
資本的	収入	86,919,000	0	1,240,000	1.43
	支出	92,587,000	698,500	2,025,100	2.19

- (4) 資金予算表における当月収支は5,280,083円の黒字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額は131,139,653円となっている。
- (5) 検査基準日（令和5年7月末日）現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。